

# 1. 寒川町教育振興基本計画の策定について（改定）

## （1）教育構想の必要性 — 寒川町教育振興基本計画

寒川町は、水とみどりに恵まれ、田園風景を残しながらも、都市機能を整えた住みよいまちです。しかしながら、核家族化、少子高齢化、国際化といった社会変化とともに、情報化社会の進展もあり、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

国は平成18年、教育基本法の改正により、教育の目標において、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」という項が新たに設けられ、人間形成に求められる自立と共生の統一的な達成を目指して、これからの日本社会のあるべき姿が示されました。そして国は、改正教育基本法に基づいて目指すべき教育の方向性と具体的な目標を「教育振興基本計画」として示し、地方公共団体も同様の基本計画を策定することが望ましいと規定しました。

こうした情勢を受けて、寒川町は学校教育のさらなる充実と生涯学習の振興を目指し、教育全体の構想を新たにしていくこととしました。

寒川町教育委員会では、平成21年度から、寒川町教育振興基本計画の策定へ向け、教育委員による検討会と教育委員会事務局内に設置されたプロジェクトチームによる作業部会で検討を重ねてきました。さらに、パブリックコメントを実施し、再検討を経て、自立と共生を目指した「よく学び、よく遊び、よく生きる」ことを基本精神に掲げ、平成24年度から平成32年度までの9年間の計画期間とした教育振興基本計画を策定しました。

本計画は、学校教育の充実と生涯学習の振興を大きな2本の柱とし、学校教育では、子どもが知・徳・体の調和を図り、人と人とのつながりを大切にする中で、より豊かに成長していくことを目指し、また生涯学習では、各年代における目標を定め、町民一人ひとりが人格の完成に向け、積極的に人々と共に、学び続けていくことを目指し取り組みを進めてまいりました。

## （2）基本計画の改定

平成25年度に、寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」後期基本計画の重点プロジェクトを効率的かつ効果的に推し進めることができる組織づくりを目指して、町の組織見直しを実施し、それまで教育委員会が所管をしていた生涯学習、青少年育成、文化、スポーツ振興に関する事務を町長部局に移管しました。

そのため、教育委員会では、引き続き、町全体の生涯学習推進のため町長部局と連携するとともに、その中で教育委員会として取り組むべき2本の柱として、従来からの学校教育と、生涯学習の中でも「教育」という観点から、主として家庭教育や人権教育、また公民館、図書館などの活動、文化財保護などの社会教育を位置づけ、施策を展開するため、教育委員会事務局内に改定プロジェクトチームを設置し、平成25年6月14日に閣議決定された国の第2期教育振興基本計画を参酌しつつ、検討を重ね、教育委員による検討、パブリックコメントの実施、再検討を経て、寒川町教育振興基本計画の改定を行いました。

### (3) 寒川町教育振興基本計画の範囲と位置づけ

寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」は、寒川がさらに発展していくための町づくりの指針として、平成14年度に策定されました。教育に関しては、第4章「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」において、「ふれあいのある生涯学習の充実」「豊かな心をはぐくむ教育の推進」「地域の文化活動の推進」を目指しています。計画の期間は、前後期に分けられ、平成24年度から後期がスタートし、寒川町教育振興基本計画は、「さむかわ2020プラン」の後期基本計画に示された方針と整合を図りながら、施策と事務事業を再編し策定しました。

また、この「さむかわ2020プラン」を受け、寒川町では、平成18年に生涯学習のまちづくりを進めるために、「寒川学びプラン」を策定しました。「寒川学びプラン」は、「ともに学び・ともに支え合う自己実現と協働のまち・さむかわ」を将来目標に掲げ、住民参加による協働型のまちづくりを目指しています。その基本構想、基本計画は、平成18年度から平成32年度までの15年間を計画期間としています。

教育振興基本計画策定当初は、この「寒川学びプラン」を所管する生涯学習課が教育委員会にあり、また2つの計画の中で、重複する部分があったため、中期実施計画が始まる平成27年度からは、寒川町教育振興基本計画と「寒川学びプラン」の一本化を想定していました。しかし、平成25年度の役場組織の見直しにより、教育委員会で所管する事務が主に学校教育、社会教育に関するものとなったことを受け、一本化することなく、教育委員会が所管する事務のみの計画へと改定を行い、推進することとしました。

新旧所管(太枠が教育振興基本計画対象)				
平成24年度まで		平成25年度以降		事業
教育委員会	スポーツ振興課	子ども健康部	健康・スポーツ課	スポーツ・レクリエーション振興
			子ども青少年課	青少年育成
	生涯学習課	町民部	協働文化推進課	生涯学習、文化行政
		教育委員会	教育総務課	家庭教育、人権教育、文化財保護等
	公民館		公民館	公民館事業
	図書館		図書館	図書館事業
	学校教育課		学校教育課	学校教育

寒川町教育振興基本計画（改定版）では、計画の範囲を教育委員会所管の学校教育及び社会教育の分野とし、「2. 基本計画」において、平成24年度からの9年間にわたる基本構想の精神を引き継ぎ、改定後の平成28年度からの基本構想を示しています。「3. 実施計画」は、学校教育と社会教育を2本柱とした具体的な実施計画で、各3年間ずつ前期、中期、後期の3期にわたります。ここで掲載しているものは、平成27年度からの3年間の中期計画です。

\*\*\*\*\* < 計画の期間 > \*\*\*\*\*

関連する計画の進行年度

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

寒川町教育大綱						取り組み期間				
---------	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--

寒川町総合計画	後期基本計画	(前期)	9年計画		
	実施計画		第1次	第2次	第3次

寒川学びプラン	基本計画	平成18年度から15年計画		
	実施計画	第2期(5年)		第3期(2年)

寒川町教育振興基本計画	基本計画		(改定前)	9年計画	(改定後)
	実施計画		前期	中期	後期

(4) 平成27年度から改定までは暫定

平成27年度から新しい教育委員会制度の導入や「教育大綱」の策定が予定されたことから基本計画の改定は、これらの動向を見極めたうえで行うこととしました。ただし、学校をはじめとする教育現場では事業目標や活動指針等を定めるうえで実施計画が必要であるため、暫定的な基本計画のもとで中期実施計画（平成27年度から3年）を策定しました。こうした経緯を経て、このたび基本計画を改定し、中期実施計画と合せて「完全版」としました。